特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	介護保険に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県介護保険広域連合は、介護保険事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・特定個人情報データ標準レイアウトにおいて「受給者関連情報」として定義されている項目は、特定個人情報ファイル名「受給ファイル」「認定ファイル」の両方に含むものとする。

評価実施機関名

福岡県介護保険広域連合長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[令和7年5月 様式4]

項目一覧

I	基本情報
(別添1)事務の内容
п	特定個人情報ファイルの概要
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
Ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV	その他のリスク対策
v	開示請求、問合せ
VI	評価実施手続
(

I 基本情報	
1. 特定個人情報ファイルる	を取り扱う事務
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の内容 ※	福岡県介護保険広域連合は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出・第1号、第2号被保険者の被保険者証の発行・交付・保険料賦課、特別徴収額の通知・保険料の減免、徴収猶予等の申請受付及び決定・保険料滞納者に係る支払い方法の変更・要介護(要支援)の新規、更新および区分変更の申請受付及び決定・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅及び介護予防サービス計画届出の登録・利用額負担割合の決定・負担限度額認定や各種減免認定の申請受付及び決定・高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費、総合事業高額医療合算介護下サービス費等支給申請受付及び支給決定 番号法第9条第1項 別表 項番100に基づいて、福岡県介護保険広域連合は、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③対象人数	<選択肢> [30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	を取り扱う事務において使用するシステム
システム1	
①システムの名称	介護保険システム
②システムの機能	1 資格管理に関する機能 住民基本台帳などの情報をもとに被保険者台帳を作成し、被保険者の資格取得や資格喪失の管理 および住所地特例者や適用除外者の管理を行う。 2 賦課・徴収に関する機能 第一号被保険者の保険料の賦課、徴収方法(特別徴収か普通徴収)の決定、収納実績、滞納、過誤納 の管理を行う。 3 認定に関する機能 要介護・要支援認定申請の受付から認定結果登録までの管理を行う。 4 受給に関する機能 要介護・要支援と認定された被保険者の居宅サービス計画作成依頼情報や介護保険施設の入退者情報を管理する。 利用者負担減免、負担限度額認定及び負担割合の判定を管理する。 国保連合会に受給者台帳を送付する。 5 給付に関する機能 国民健康保険団体連合会(国保連合会)からの現物給付実績を受け取り、給付実績を管理する。 また、償還払い支給の実績管理を行う。

[]情報提供ネットワークシステム

[]住民基本台帳ネットワークシステム

[〇] 宛名システム等

[] その他 (

③他のシステムとの接続

[]庁内連携システム

[〇] 税務システム

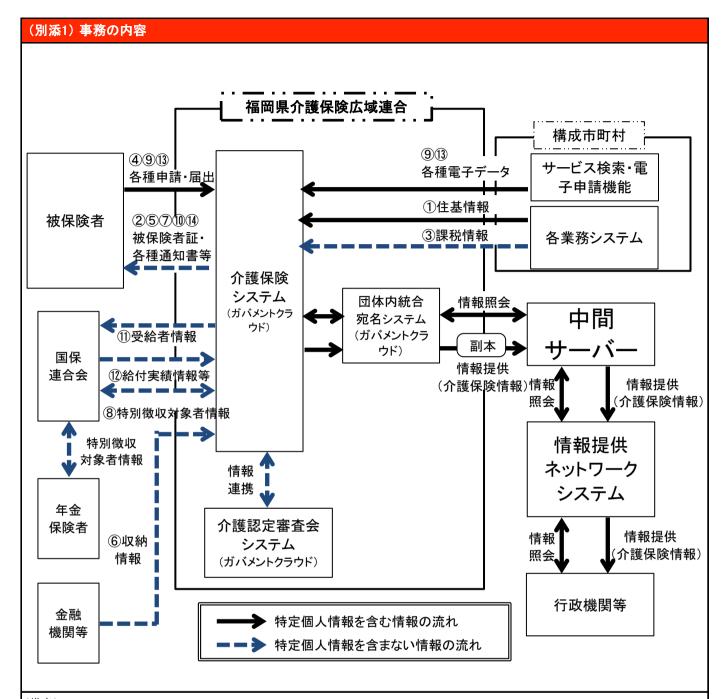
[〇] 既存住民基本台帳システム

)

システム2~5						
システム2						
①システムの名称	中間サーバー					
②システムの機能	1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人 を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び 情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。					
	[〇]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム					
②性のシステノトの技体	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム					
③他のシステムとの接続	[〇]宛名システム等 []税務システム					
	[]その他 ()					
システム3						
①システムの名称	認定審査会支援システム					
②システムの機能	・主治医意見書及び認定調査票情報を登録・管理する機能 ・介護認定審査会を管理する機能(合議体管理・資料印刷等) ※当システムでは個人番号は保有しない。					
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 ()					
システム4						
①システムの名称	団体内統合宛名システム					
②システムの機能	団体内統合宛名システム機能 ① 団体内統合宛名番号の管理機能 介護保険システムが保有する宛名情報(氏名・住所・性別・生年月日の基本4情報)を管理したうえで、個人を一意に特定できる番号(団体内統合宛名番号)を付番・管理し、個人番号と紐付ける機能 ② 中間サーバーとの連携機能 中間サーバーに対し、他の行政機関等に提供する特定個人情報を登録するとともに、他の行政機関等に対する特定個人情報の照会を要求する機能 ③ 符号要求機能 団体内統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求,取得依頼を行う。					
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [] 税務システム [O] その他 (中間サーバー、介護保険システム)					

・介護保険関係情報ファイル (1)資格ファイル・(2)認定ファイル ・(3)受給ファイル・(4)給付ファイル・(5)賦課ファイル・(6)収滞納ファイル 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ・保険料賦課業務及び給付業務において、保険料や負担上限額を適切に算定するために、被保険者及 び世帯の課税状況や所得情報について的確かつ効率的に把握する必要がある。 ・当広域連合の構成市町村以外の市町村から転入してくる被保険者の認定情報及び所得情報を的確に ①事務実施上の必要性 把握する必要がある。 ・個人番号を用いて、国や他の自治体等を連携することにより、保険者及び被保険者が各種証明書を取 得する手間や手続きを省略する必要がある。 ・被保険者の情報の的確な把握が可能となり、公正・公平な介護保険料の賦課及び適切な給付及び認 定業務の実現が期待される。 ②実現が期待されるメリット ・当広域連合構成市町村外からの転入者の場合、保険料の算定や給付限度額の判定のために、当広域 連合が前住所地の市町村へ文書等により照会を行っていた情報が情報提供ネットワークを通じて把握す ることができるようになるため、業務の効率化につながる。 5. 個人番号の利用 ※ 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第100の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(別表第一省令) 法令上の根拠 (平成26年内閣府・総務省令第5号) ·別表第一省令第50条 3 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5 月19日法律第38号) •第9条 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ <選択肢> 1) 実施する 実施する 1 ①実施の有無 2) 実施しない 3) 未定 【1 情報提供の根拠】 ·番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令 第9号。「番号法第19条第8号主務省令」という。)第2条の表において、介護保険給付等関係情報及び 介護保険法による給付の支給に関する情報を提供することとされているもの ②法令上の根拠 【2 情報照会の根拠】 ·番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号主務省令第2条の表の131の項 ・番号法第19条第8号主務省令第2条の表の132の項 7. 評価実施機関における担当部署 1)部署 総務課 ②所属長の役職名 総務課長 8. 他の評価実施機関

3. 特定個人情報ファイル名



(備考)

- 1 被保険者の資格管理
- ① 構成市町村び住民記録システムからの転入・転出等の異動情報により、転入、年齢到達等による資格の取得、及び死亡、転出等による資格の喪失管理を行う。
- ② 被保険者に被保険者証等の送付・窓口交付を行う。
- 2 保険料の賦課・徴収
- ③ 構成市町村の税システムからの課税情報等に基づき、保険料を賦課する。
- ④ 被保険者等から保険料の減免申請書を受理する。
- ⑤ 被保険者に保険料納入通知書等を送付する。
- ⑥ 金融機関等より、被保険者からの保険料を徴収する。
- ⑦ 保険料の納付がない場合の督促を行う。または、保険料を多く支払っている場合、還付、充当の手続きを行う。
- ⑧ 国保連を通じて、年金保険者と特別徴収情報の交換を行う。
- 3 要支援・要介護認定
- ⑨ サービス利用を希望する被保険者からの要支援・要介護認定申請書等を受理する。
- ⑩ 被保険者に対して、要介護認定結果通知書等を送付する。
- 4 保険給付
- ① 国保連に受給者情報を提供する。
- ① 国保連を通じて介護サービスの費用の支払い(保険給付)を行い、その実績情報等を受理する。
- ③ 被保険者からの介護サービスの費用の償還払い等の支給申請を受理する。
- ④ 被保険者に介護サービスの費用の償還払いを行う。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

介護保険システムファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<選択肢> [システム用ファイル] 1)システム用ファイル [システム用ファイル] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	福岡県介護保険広域連合構成市町村に住所を有する被保険者及びその世帯員、介護保険適用除外 者、および住所地特例者。
その必要性	介護保険の各種申請・届出業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	<選択肢>(選択肢>50項目以上100項目未満3)50項目以上100項目未満4)100項目以上
主な記録項目 ※	 ・識別情報 [○]個人番号 [○]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○]5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [○]連絡先(電話番号等) [○]その他住民票関係情報 *・業務関係情報 [○]地方税関係情報 [○]地方税関係情報 [○]健康・医療関係情報 [○]医療保険関係情報 [○]児童福祉・子育で関係情報 [○]障害者福祉関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 [○]介護・高齢者福祉関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 [○]介護・高齢者福祉関係情報 [○]を財子が・教育関係情報 [○]を受取口座情報
その妥当性	【個人番号、その他識別情報(内部番号)】本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 【連絡先情報】 介護保険被保険者の資格、賦課、収納、認定、給付業務の基本情報として管理するため 【業務関係情報】 介護保険料の決定、認定、給付業務を行うため 公金受取口座に介護保険料の還付金及び各種給付金を振り込むため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月
⑥事務担当部署	福岡県介護保険広域連合 事業課、総務課

3. 特定個人情報の入手・使用							
		[〇]本人又は本人の代理人					
		[〇] 評価実施機関内の他部署 (福岡県介護保険広域連合構成市町村)					
0 - 1		[〇] 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁					
①入手元 ※		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (都道府県、広域連合外他市町村)					
		[O]民間事業者 (住所地特例施設)					
		[〇] その他 (医療保険者、共済組合、全国健康保険協会等)					
		[O]紙 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ					
②入手方法		[]電子メール [〇]専用線 []庁内連携システム					
②八十万压		[〇] 情報提供ネットワークシステム					
		[〇]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索電子申請機能)					
③入手の時期	Ⅰ•頻度	新規取得又は変更が発生した都度入手する。					
④入手に係る	妥当性	公平・公正な保険料の賦課・徴収及び保険給付等を行うためには、被保険者等の住民票関係情報、所得情報、福祉情報等を正確に把握する必要がある。					
⑤本人への明	∃ 示	・届出書、申請書等の書面で本人から入手している。 ・本人からのサービス検索・電子申請機能による申請で、構成市町村を経由し入手している。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の131、132の項にて明示されている。					
⑥使用目的	*	被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要支援・要介護認定、保険給付等の介護保険事務の公平・公正・効率化のため。					
変更	更の妥当性						
変更の妥当性 - 使用部署 ・福岡県介護保険広域連合(本部及び各支部) ・福岡県介護保険広域連合 構成市町村							
⑦使用の主体	使用者数	<選択肢>					
		介護保険事業を行うために、下記の事務にそれぞれの項目を使用している。					
		1. 資格管理に関する事務 ・識別情報(個人番号等)・連絡先情報(氏名、性別、生年月日、住所の4情報等)					
⑧使用方法	*	2. 保険料賦課及び収納に関する事務・識別情報 ・連絡先情報 ・地方税情報 ・生活保護、社会福祉関係情報 ・年金情報・公金受取口座情報					
		3. 認定に関する事務 ・識別情報 ・連絡先情報 ・医療保険関係情報 ・介護、高齢者福祉関係情報					
	4. 給付に関する情報 ・識別情報 ・連絡先情報 ・介護、高齢者福祉関係情報 ・公金受取口座情報						
		・被保険者資格の異動を管理するため、住民基本台帳と被保険者情報との突合を行う。 ・住所地特例者の管理を行うため、住所地特例者連絡票情報と被保険者情報との突合を行う。 ・住所地特例者の管理を行うため、住民や施設からの届出情報の個人番号・4情報と機構や住基CSの 個人番号・4情報との突合を行う。					
情報の統計分析 ※		事業計画策定及び国・県への報告資料作成等のため統計分析を行うが、特定の個人を判別し得るような 統計分析は行わない。					
権利利益に影響を与え得る決定 ※		介護保険被保険者証等の交付、介護保険料の賦課・減免の決定、要支援・要介護認定の決定、保険給付の支給の決定、負担割合の判定、介護保険料の滞納者に対する督促・滞納処分等					
⑨使用開始日		平成28年1月1日					

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件							
委託	事項1	介護保険システムの運用・保守業務							
①委託	托内容	システムに係る問合せ受付、情報媒体の受渡、帳票印刷等							
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部							
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上							
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	・当広域連合の被保険者及びその世帯員、広域連合外住所地特例者、介護保険適用除外者 ・過去に上記に該当していた者							
	その妥当性	システムの安定稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。							
③委託	モ先における取扱者数	<選択肢>							
	f.先への特定個人情報 レの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [O] その他 (システムへの直接操作)							
⑤委言	モ先名の確認方法	福岡県介護保険広域連合情報公開条例による開示請求により確認することができる。							
⑥委託先名		株式会社 九州日立システムズ ・ 株式会社 アリーナ・プロフェッショナル							
再		<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない							
委託	⑧再委託の許諾方法								
	9再委託事項								

委託事項2~5								
委託	事項2	法改正等に伴うシステム改修作業業務						
①委詞	托内容	システムに係る法制度改正時等のシステム改修等						
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>						
	対象となる本人の数	<選択肢>						
	対象となる本人の 範囲 ※	・当広域連合の被保険者及びその世帯員、広域連合外住所地特例者、介護保険適用除外者・過去に上記に該当していた者						
	その妥当性	システムの安定稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。						
③委託先における取扱者数		<選択肢>						
	托先への特定個人情報 ルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [O] その他 (システムへの直接操作)						
5委i	托先名の確認方法	福岡県介護保険広域連合情報公開条例による開示請求により確認することができる。						
⑥委 言	托先名	株式会社 九州日立システムズ						
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない						
委託	⑧再委託の許諾方法	再委託承認申請において、その必要性、範囲、要件について明記させ、再委託の理由に妥当性があり、 再委託の業務が業務の全部又は主たる部分に当たらないこと及び守秘義務や個人情報保護に係る措置 について審査の上、許諾することとしている。						
	⑨再委託事項	システムに係る法制度改正時等のシステム改修等						

5. 特定個人情報の提供・利	多転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (31) 件 [] 移転を行っている () 件
3000 15 12 15 15 16	[] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(別紙1参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務(別紙1参照)
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各情報(別紙1参照)
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	福岡県介護保険広域連合構成市町村に住所を有する被保険者および住所地特例者。
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
◎旋跌刀冱	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度

6. 特定個人情報の保管・消去 <介護保険システムにおける措置> 1 入退室管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管。 2 サーバーへのアクセスは、当広域連合で管理しているID/パスワードによる認証が必要。 3 届出書等も保管年限内は、鍵付のキャビネット内での保管を義務付けている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサー バー室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップ もデータベース上に保存される。 ①保管場所 ※ <ガバメントクラウドにおける措置> ① サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド 事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、 セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の承認を受けていること・日本国内でのデータ保管を条件としているこ (※)ガバメントクラウド 地方公共団体における国仕様準拠の情報システム等も利用可能な国調達のクラ ウドサービス ② 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保管され、バックアッ プも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境とは別のデータセンターに保管され る。 <選択肢> 2) 1年 3) 2年 1) 1年未満 4) 3年 5) 4年 6)5年 期間 Γ 定められていない] 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない ②保管期間 介護保険法ほか法令では、データの保管期間の定めはない。介護保険法施行令第33条(保険料徴収権 |消滅期間の算定方法)より、介護保険料徴収の算定対象期間が最大10年前の属する年度とされている その妥当性 ため、最低10年以上の保管は必要である。 <福岡県介護保険広域連合における措置> 1 保管の必要がなくなったデータについては、システムの保守・事業者において、保存された情報が読 み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 2 特定個人情報を入手する際に用いた紙の申請・届出書等は、文書規程に基づく保管期限後に破砕処 理を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プ ラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者にお いて、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 ③消去方法 <ガバメントクラウドにおける措置> 特定個人情報の消去は当広域連合からの操作によって実施される。当広域連合の業務データは国及び ガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することは ない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復 元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータ を消去する。 ・既存システムについては、当広域連合が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移 行することになるが、移行に際しては、データの抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなく なった環境の破棄等を実施する。

7. 備考

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

く資格ファイル>

介護保険者番号,被保険者番号,被保険者履歴通番,被保険者介護異動事由コード,被保険者異動年月日,被保険者資格異動届出者氏名 (漢字),被保険者資格異動届出者関係コード,被保険者資格異動届出者電話番号,被保険者資格異動届出年月日,被保険者資格取得事 由コード,被保険者資格取得年月日,被保険者資格取得届出者氏名(漢字),被保険者資格取得届出者関係コード,被保険者資格取得届出 者電話番号,被保険者資格取得届出年月日,被保険者資格喪失事由コード,被保険者資格喪失年月日,被保険者資格喪失届出者氏名(漢 字),被保険者資格喪失届出者関係コード,被保険者資格喪失届出者電話番号,被保険者資格喪失届出年月日,被保険者個人番号,被保 険者個人区分コード、被保険者住基ネット個人番号、被保険者都道府県コード、被保険者市町村コード、被保険者町名コード、被保険者キー 氏名(カナ),被保険者あいまい検索キー氏名(カナ),被保険者氏名(カナ),被保険者通称名(カナ),被保険者キー氏名(漢字),被保険者氏 名(漢字),被保険者通称名(漢字),被保険者本名通称名区分コード,被保険者氏名(英字),被保険者併記用氏名(漢字),被保険者氏名分 類コード.被保険者生年月日年号コード.被保険者生年月日.被保険者性別コード.被保険者都道府県名(漢字).被保険者市町村名(漢字). 被保険者住所(漢字),被保険者番地(漢字),被保険者方書(漢字),被保険者住所(漢字)連結,被保険者親郵便番号,被保険者子郵便番 号.被保険者電話番号.被保険者転入元市町村名(漢字).被保険者住所地特例者区分コード.被保険者住所地特例者適用開始年月日.被 保険者住所地特例者適用変更年月日.被保険者住所地特例者適用終了年月日.被保険者適用除外事由コード.被保険者適用除外開始 年月日,被保険者適用除外終了年月日,被保険者賦課対象コード,被保険者記載1備考(漢字),被保険者記載2備考(漢字),被保険者記載 3備考(漢字),被保険者番地区分コード,被保険者番地,被保険者号番号,被保険者枝番号,被保険者行政区コード,被保険者方書(カナ),被 保険者市内外区分コード.被保険者政令広域コード.被保険者地方公共団体コード.被保険者外国人在留資格期間コード.被保険者外国人 在留開始年月日,被保険者外国人在留終了年月日,被保険者外国人在留資格コード,処理年月日,被保険者世代通番,抑止コード,日常生 活圏域コード、更新通番、更新操作者コード、更新年月日、更新時刻、作成操作者コード、作成年月日、作成時刻

<受給ファイル、認定ファイル、給付ファイル>

介護保険者番号、被保険者番号、受給者履歴通番、被保険者履歴通番、受給者要介護状態区分コード、受給者認定年月日、受給者結果変更事由コード、受給者認定結果通知書発行年月日、受給者認定有効期間開始年月日、受給者認定有効期間終了年月日、受給者支給限度管理期間終了年月日、受給者再審査フラグ、受給者申請取消事由コード、受給者申請取消年月日、受給者認定中断事由コード、受給者認定中断年月日、受給者認定取消事由コード、受給者認定取消年月日、受給者申請事由コード、受給者申請かかりつけ医コード、受給者申請者関係コード、受給者訪問対象地区コード、受給者識別コード、受給者同意書有無コード、受給者前保険者名(漢字)、受給者申請者名(漢字)、受給者申請者電話番号、受給者申請書備考(漢字)、受給者居宅住所都道府県コード、受給者居宅住所市町村コード、受給者居宅住所面名コード、受給者居宅都道府県名(漢字)、受給者居宅市町村名(漢字)、受給者居宅住所(漢字)、受給者居宅番地(漢字)、受給者居宅在所(漢字)、受給者居宅者地(漢字)、受給者居宅方書(漢字)、受給者居宅親郵便番号、受給者居宅子郵便番号、受給者居宅電話番号、受給者居宅市内外区分コード、受給者特定疾病コード、受給者政令広域コード、受給者介護要状態コード、受給者労災等番号、処理年月日、受給者みなし認定区分コード、受給者介護保険審査会結果前要介護状態区分コード、区分変更用前回受給者履歴通番、経過措置前情報(結果、有効期間、希望)、通知書理由、更新通番、更新操作者コード、更新年月日、更新時刻、作成操作者コード、作成年月日、作成時刻、金融機関種別、金融機関コード、支店コード、預金種目、口座番号、口座名義(カナ)

<賦課ファイル、収滞納ファイル>

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1@を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名 介護保険システムファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 届出書又は申請書の受理の際、個人番号カード又は通知カード及び顔写真付きの身分証明書の提示 対象者以外の情報の入手を 等による本人確認を行い、対象者であることを確認する。 防止するための措置の内容 ・届出書等の内容を介護保険システムに入力後、入力者以外の者がその入力された内容と届出書等を 照合し、正しく反映されているか確認を行う。 必要な情報以外を入手するこ ·届出書等は、必要とする情報以外が記載できない様式としている。 とを防止するための措置の内 ・介護保険システム、介護保険認定支援システムは、必要とする情報以外を登録、管理できない仕様とし その他の措置の内容 <選択肢> [十分である] 1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 課題が残されている リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク ・届出書等の受理は、あらかじめ決められた窓口に限定し、盗取・奪取が行えないようにしている。・介護保険システム、介護保険認定支援システムの利用は、限られた専用の端末のみで利用でき、あら リスクに対する措置の内容 かじめ承認した利用者・権限の範囲に限っている。 〈選択時〉 十分である 1) 特に力を入れている 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 届出書等の受理の際、個人番号カード又は通知カード等の提示を受けて、本人確認を行う。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請 入手の際の本人確認の措置 の内容 データを受領した地方公共団体は、署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することで、本人確認 個人番号の真正性確認の措 ・届出書等の受理の際、個人番号カード又は通知カード等の提示を受けて、介護保険システムで照合す 置の内容 ることにより個人番号の真正性確認を行う。 ・入手した情報について、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により確認することで正確性を確保し 特定個人情報の正確性確保 ている。 の措置の内容 ・当広域連合職員が収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで正確性を確保している。 その他の措置の内容 く選択肢> 十分である] 1) 特に力を入れている3)課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク 特定個人情報が記載された届出書等は、鍵付保管庫等で保管している。 ・事務処理で使用した届出書等は、処理完了後は速やかに保管庫に移している。 ・特定個人情報が記録された電子で少については、極力電子記録媒体を用いないこととする。 ・電子記録媒体を用いた場合は、作業完了後速やかにデータを消去することする。 リスクに対する措置の内容 ・介護保険システム、介護保険認定支援システムのネットワークは、外部からアクセスできない専用回線 を用いている。 く選択肢> [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特	定個人情報の使用						
リスク	1: 目的を超えた紐付け	ナ、事	務に必要のない	い情報との	紐付けが行	うわれるリスク	
宛名シ の内容	ステム等における措置	号に					D個人番号又は団体内統合宛名番 えた紐付けは行われない仕組みと
	で使用するその他のシス おける措置の内容	・介語	護保険システム	、介護保障	贪認定支援	システムは、業務に関係の	ない情報は保持しない。
その他	の措置の内容						
リスク	への対策は十分か	[十分で	である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 権限のない者(元職	t員、7	アクセス権限の	ない職員等	等)によって	不正に使用されるリスク	
ユーサ	^デ 認証の管理	[行っている]		<選択肢> 1)行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	ごと ・退耳	に業務に必要な 職、人事異動等	よ機能のみによりシス	に権限を付 ステムを利用	与している。	ーザIDのみがアクセスでき、ユーザID こ基づき、ユーザIDを削除している。 認証を行っている。
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[行っている]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	2 5	夫効の管理			ム利用者申請書に基づき、	アクセス権限を設定している。
アクセ	ス権限の管理	[行っている]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法						に限るよう権限設定を行っている。ま
特定個	国人情報の使用の記録	[記録を残	している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法	シス	テムのアクセス	スログ管理	機能により、	利用者、日時、利用端末、	利用情報等の情報を記録している。
その他	の措置の内容						
リスク	への対策は十分か	[十分で	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク	3: 従業者が事務外で(使用す	トるリスク				
リスク	に対する措置の内容	・シス				こ必要な機能に限っている。 、利用者のアクセス情報を	管理し、業務外のアクセスを調査でき
リスク	への対策は十分か	[十分で	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク	4: 特定個人情報ファイ	(ルが	不正に複製され	れるリスク			
リスク	に対する措置の内容	·外部 いる		ものために	許可された	電子記録媒体以外にデータ	を記録することができない設定として
リスク	への対策は十分か	[十分で	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個	国人情報の使用における	らその	他のリスク及び	そのリスク	に対する措	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
_							

4. 特定個人	、1有報ノアイルし	リ邦が	・の安託						L 」安計	CAU.
委託先による 委託先による	特定個人情報の 特定個人情報の 特定個人情報の 後の不正な使用 るリスク	不正な提 保管・消	提供に関す 去に関する	るリスク	るリスク					
情報保護管理			いを徹底さ 事する者に			先との間に個人情 ぎせている。	報の取り扱	といに関する覚	書を締結する	
特定個人情報 者・更新者の制	ファイルの閲覧 川限	[制限U	ている]		選択肢> 制限している		2) 制限してい	ない
具体的	な制限方法					う場合	出させている。 iは、許可した者の)みがアクも	スできるよう様	権限設定を行って
特定個人情報 いの記録	ファイルの取扱	[記録を死	桟している]		選択肢> 記録を残している	ò	2) 記録を残し	ていない
具体的	な方法	特定個。	人情報の扱	是供を行う場	易合は、実		寺、提供の内容等	を記録してい	いる。	
特定個人情報	の提供ルール	[定め	ている]		選択肢> 定めている		2) 定めていな	rl'
提供に	から他者への 関するルールの びルール遵守の 法	せる場合 の情報 ついてに ・個人情	さは、当広 管理体制を は、再委託 報を取扱	域連合の角 確認した」 を認めない う作業場所	く諾を必要 こで、再委 こととする は、当広	要として 託を承 る。 域連合	する契約書におし おり、委託先の申 諾している。ただ が指定する場所の 委託先に対し、幸	請に基づき し、介護保! Dみとして!	、再委託の必 険システムの選 いる。	要性、再委託先 運用・保守業務に
提供に		人情報(の適正な取	双扱いを義和	多づけると	ともにるため、	リティポリシーの達 、従業員から誓約 . 委託先に対し、幸	書を提出さ	せている。	
特定個人情報	の消去ルール	[定め	ている]		選択肢> 定めている		2) 定めていな	il)
	の内容及び 遵守の確認方法	連合に ・ハード の上書 ・契約書 する。 ・記録装	区還しなけ ディスク等 き又は物理 に基づき、	ればならなの記録装置的な破壊等で大沢。	いこととさ 置に保存さ 等のデーク を確認する	れていれた特 タ消去で るため、	録された資料等を へる。 特定個人情報につ 作業を行った上で。 . 委託先に対し、幸 まについては、当点	いては、記 廃棄するこ &告を求め、	録装置に対す。 ととしている。 . 必要に応じて	る一定回数以上 立入検査を実施
	の特定個人情 双扱いに関する	[定め	ている]		選択肢> 定めている		2) 定めていな	il)
規定の	内容						是供の制限、適正 ついて規定している		場所の指定、	复写及び複製の
再委託先によ 報ファイルの適 確保	る特定個人情 通切な取扱いの	[十分に行	テっている]	1)	選択肢> 特に力を入れて行 十分に行っていた	テっている よい	2) 十分に行っ 4) 再委託して	っている いない
具体的	な方法	合が承認 としてい ・情報資	^{诺するに当} る。 産の取扱	たっては、 いを徹底さ	再委託の せるため	必要性 、再委	らかじめ当広域連 ま、再委託先の情報 託先との間に個人 記出させている。	報管理体制	などを確認の.	上、承諾すること
その他の措置	の内容									
リスクへの対策は十分か		[十分	である]	1)	選択肢> 特に力を入れてし 課題が残されてし		2) 十分である	,)
特定個人情報	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置									
_										

Aller Carrier

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手)	- []接続しない(提供)			
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク						
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネ 可証の発行と照会内容の照会許可用照名 求め、情報提供ネットワークシステムから になる。つまり、番号法上認められた情報 供やセキュリティリスクに対応している。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機 ログアウトを実施した職員、を担保のに 適切なオンライン連携を抑止する仕組みに (※1)情報提供ネットワークシステムを使用 能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットで会者、情報提供者、事務及び特定個人情報の。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証報へのアクセス制御を行う機能。	・ットワークシステムに情報照 はリスト(※2)との照合を情報 情報提供許可証を受領してが 連携以外の照会を拒否する 能(※3)では、ログイン時の 容の記録が実施されるため、 なっている。 別した特定個人情報の照会及 フークシステムを使用した特 を一覧化し、情報照会の可 Eと職員に付与された権限に	提供 本 が 機 職 不 び 定 否 で こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ	ットワークシステムに 対照会を実施すること 備えており、目的外提 証の他に、ログイン・ は接続端末の操作や、不 した情報の受領を行う機 情報の提供に係る情報照 所するために使用するも			
リスクへの対策は十分か	L 一方である	〈選択肢>)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	-分である			
リスク2: 安全が保たれない7	方法によって入手が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置中間サーバーは、個人情報保護委員会提供ネットワークシステムを使用した特定が担保されている。 く中間サーバー・プラットフォームにおける打中間サーバーと既存システム、情報提供た行政専用のネットワーク(総合行政ネット2中間サーバーと団体についてはVPN等に信を暗号化することで安全性を確保している。	との協議を経て、内閣総理大個人情報の入手のみ実施で 借置> キネットワークシステムとの間 ワーク等)を利用することによ の技術を利用し、団体ごとによ	さるようは、高い	設計されるため、安全性 要なセキュリティを維持し 全性を確保している。			
リスクへの対策は十分か	[一十分である] ₁	<選択肢>)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	-分である			
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク							
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、個人情報保護委員会 ネットワークシステムを使用して、情報提供 個人情報を入手するため、正確な照会対象	との協議を経て、内閣総理プ 用個人識別符号により紐付に 者に係る特定個人情報を入	けられた	- 照会対象者に係る特定			
リスクへの対策は十分か	l 十分でめる 」 ₁	く選択肢>)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	-分である			

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク						
リスクに対する措置の内容	 く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 3 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク5: 不正な提供が行われ	hるリスク					
リスクに対する措置の内容	く介護保険関係システムにおける措置>特定個人情報の提供時には、情報照会・情報提供(どの端末で、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。 く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク					
リスクに対する措置の内容	く介護保険関係システムにおける措置>特定の権限者以外は情報照会・提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐ー保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。 く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・ピステンステム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 3 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 3 中間サーバー・ブラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。				
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク					
リスクに対する措置の内容	〈介護保険関係システムにおける措置〉 誤った情報を提供してしまうリスクへの措置 提供する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 誤った相手に提供してしまうリスクへの措置 本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか提供できないよう、システムの仕組みとして担保されている。 				
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<福岡県介護保険広域連合における措置>

情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム 側から、業務システムへのアクセスはできない。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- 1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作
- 内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応 している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク (総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全 性を確保している。
- 3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)して おり、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報 漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 政府機関ではない Γ ①NISC政府機関統一基準群 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない<選択肢> 十分に整備している Γ ②安全管理体制 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない <実択肢> [十分に整備している ③安全管理規程 ④安全管理体制・規程の職員 [十分に周知している 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している への周知 3) 十分に周知していない <選択肢> [十分に行っている 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない ⑤物理的対策 2) 十分に行っている <福岡県介護保険広域連合における措置> 特定個人情報を管理しているサーバーの設置場所は、以下の物理的対策を行っている。 1 建物及びサーバー室までの経路に機械警備システムを導入し、入室可能な者の特定及び入室の 管理を行っている。 2 サーバー室内に設置したサーバーは、全て鍵付のサーバーラックに設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テ 具体的な対策の内容 ナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> 1 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラ ウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 2事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 [特に力を入れて行っている] 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない ⑥技術的対策 2) 十分に行っている

	具体的な対策の内容	1 2 3 く1 23 く1 2準じいテを3時4行5ウ6れ7へ特れ特別特で、中中ツ止中導が国地第2つが行り間クラ地工がた地の定た定一定い、間間にを間入、20及方に以デララ36号、方にバリ方接	本個ン個る ササフーデーサー シアン・ボール というでは、アン・ボール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ルニル新ル トルかグルド け者しつドバー バーバ に応特構つ引きの置きがアー・オークのフドーけはた月運ンン・メース・たじ定成は大月運適ス 一・括解ーウー 指用SPデ管チンカー・シースを促すガット でしまり しょうしょう しょうしょう かんしょう できかい かんしょう こうしょう かんしょう こうしょう かんしょう しょうしょう しょう	ているてきス にでにそでア への地々里ウウ ラ にょっ報 シーム るいれす おは保うはに デカル補ドン ド ド ガリを トクで るくま業 るT) の 一公庁助が則 に に バィ保 クでサ 全よ業 措(です イエ 「共しき(提作 対 対 メパイラ ウボ	のサーバいは、「作りでは、「大き」では、「から、「から」では、「から、「から、「から、「から、」が、「から、「から、「から、「から、「から、「から、「から、「から、「から、「から	ウイル 業務 デーー・シスト かかる 一に 脅 フロ 理 楽 すのから デュー に 導 財 環 保が こうしょう は 境 保 保 は し し し し し し し し し し し し し し し し し	部ネットワークから隔離 まソフトを導入しており、 タが残らない方式を採用 ングなどの脅威から 限、侵入 ・ンナの適用を行う。 できる「ASP」を行う。 クラウドの利用に関す以助者に ・クラウドの利害に管理クティングを行うとともに、ログを行うとともに、ログを行うとともに、いるのS及びに対し、パターンファイルの 更新を ・パターンファイルの 更新を ・パターンファイルの 更新を ・パターンファイルの 更新を ・パターンファイルの 更新を ・パターンファイルの 更新を ・パターンファイルの 更新を ・パターンファイルの できないよう制御を講じる。
⑦バッ	ックアップ	[十分に行って	いる	1)	選択肢> 特に力を入れて行 ナハに気っていた	iっている	2) 十分に行っている
<u>~ — .</u>						十分に行っていな	い	2) 1 7110110 6010
8)事は	枚発生時手順の策定・周	[十分に行って	いる] <i< td=""><td>〒分に行っている 選択肢> 特に力を入れて行 十分に行っていな</td><td>in fっている</td><td>2) 十分に行っている</td></i<>	〒分に行っている 選択肢> 特に力を入れて行 十分に行っていな	in fっている	2) 十分に行っている
9過2機関に	女発生時手順の策定・周 た3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	_	十分に行って 発生なし]	เงอ] <i 1) 3) <i< td=""><td>選択肢> 特に力を入れて行</td><td>in foている in</td><td></td></i<></i 	選択肢> 特に力を入れて行	in foている in	
9過2機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関	_		เงอ] <i 1) 3) <i< td=""><td>選択肢> 特に力を入れて行 十分に行っていな 選択肢></td><td>in foている in</td><td>2) 十分に行っている</td></i<></i 	選択肢> 特に力を入れて行 十分に行っていな 選択肢>	in foている in	2) 十分に行っている
9過2機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	_		เาอ]	選択肢> 特に力を入れて行 十分に行っていな 選択肢> 発生あり	in foている in	2) 十分に行っている
回 9過元 機関に トる重	た3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか その内容	_			\(\frac{1}{1} \) \(\frac{3}{3} \) \(< \int \) \(\frac{1}{1} \)	選択肢> 特に力を入れて行 十分に行っていな 選択肢>	:い うっている :い 2)	2) 十分に行っている
回 9過元 機関に トる重	法3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか その内容 再発防止策の内容	「「「」	発生なし	a] <i 1) 3) <i 1)</i </i 	選択肢> 特に力を入れて行 十分に行っていな 選択肢> 発生あり 選択肢> 保管している	:い fっている :い 2)	2) 十分に行っている
9過元 9週元 機関に である 10 の死ネ	法3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか その内容 再発防止策の内容 皆の個人番号	「「「」	発生なし] 保管している	a] (i)	選択肢> 特に力を入れて行 十分に行っていな 選択肢> 発生あり 選択肢> 保管している	:い fっている :い 2)	2) 十分に行っている) 発生なし

リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク					
リスク	に対する措置の内容	基本4情報は、異動があった場合に随時更新しているため、古い情報のまま保管されるリスクはない。				
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずいつ	までも存在するリ	スク		
消去	手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	手順の内容	み出しできた 2 特定個人 理を行う。 くガバメント データの復	いよう、物理的破、情報を入手するほう	壊又は専月 祭に用いた 	用ソフト等を利用して完全に消 紙の申請・届出書等は、文書 事業者において、NIST 800-8	者において、保存された情報が読 肖去する。 規程に基づく保管期限後に破砕処 38、ISO/IEC27001等に準拠したプロ
その他	也の措置の内容	_				
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
_						

Ⅳ その他のリスク対策※

TA	ての他のうへ	, 1,1 NC W
1. 監	查	
①自己点検		[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的なチェック方法	<福岡県介護保険広域連合における措置> 職員に対し、年に1回又は必要に応じて自己点検を実施させることにより、情報セキュリティ対策状況について、確認するとともに、改善に取り組むこととしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> . 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	<u>*</u>	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な内容	<福岡県介護保険広域連合における措置> セキュリティ対策基準に基づき、ネットワーク及び情報システム等の情報資産における情報セキュリティ対策状況について、毎年度又は必要に応じて、監査を行うこととしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
2. 微	業者に対する教育・啓	***
従業者	者に対する教育·啓発 	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な方法	<福岡県介護保険広域連合における措置> 1 職員に対し、個人情報保護を含むセキュリティ対策に関する研修を実施することとしている。 2 委託事業者に対しては、委託契約書において個人情報保護に関する秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付けている。 3 違反行為を行ったものに対しては、違反行為の重大性、発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法による懲戒処分の対象とする。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実 . 現する。

Ⅴ 開示請求、問合せ

1. 特	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							
①請求先		〒812-0044 福岡市博多区千代4丁目1番27号 福岡県介護保険広域連合 総務課総務係 TEL:092-643-7055 FAX:092-641-2432						
②請求方法		福岡県介護保険広域連 止請求を受け付ける。	福岡県介護保険広域連合 個人情報保護条例に基づき、指定様式による提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。					
	特記事項	_						
		[無料	1	<選択肢> 1) 有料	2) 無料			
③手数料等		(手数料額、納付方法:	手数料は、無料。ただし、写しる : 送の場合は、送料実費負担。 納付方法は、来庁の場合は現)			
④個/	し情報ファイル簿の公表	: [行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない			
	個人情報ファイル名	_						
	公表場所	福岡県介護保険広域連	直合のホームページ					
⑤法令	合による特別の手続	_						
⑥個人情報ファイル簿への不 記載等		_						
2. 特	定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合	한					
①連絡先		〒812-0044 福岡市博多区千代4丁 福岡県介護保険広域連 TEL:092-643-7055 F/	自合 総務課総務係					
②対応方法		問い合わせの受付時に受付票等を記載することにより、対応について記録を残す。						

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価						
①実施日						
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)					
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取					
①方法	広域連合ホームページ上で公開し、広く住民等の意見を聴取する。					
②実施日・期間						
③期間を短縮する特段の理 由						
④主な意見の内容						
⑤評価書への反映						
3. 第三者点検						
①実施日						
②方法	福岡県介護保険広域連合個人情報保護審査会による点検					
③結果						
4. 個人情報保護委員会の	承認【行政機関等のみ】					
①提出日						
②個人情報保護委員会によ る審査						